

令和3年8月25日

保護者様

島本町教育委員会
教育長 中村 りか
島本町立第一小学校
校長 川口 直樹

町立学校の臨時休業措置について

平素は本町の教育行政及び教育活動にご理解とご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、近年ゲリラ豪雨や前線等の影響に伴う長雨等により、土砂災害や浸水害発生の危険性があることから、児童生徒の安全確保を図るために、町立学校の臨時休業措置を講じる気象警報の対象を、令和3年度2学期から下記のとおり変更いたします。また、町立学童保育室も、これに準じて変更します。

児童生徒の安全確保に努めるための措置です。何卒、ご理解及びご協力のほど、お願いも申し上げます。

なお、町立幼稚園及び保育所の警報発令時の対応については、変更ありません（特別警報、暴風警報発令時のみ臨時休業とします。）。

記

臨時休業措置を講じる気象警報の対象

新（令和3年度2学期から）	旧
特別警報（種類は問わない） 暴風警報 大雨警報（土砂災害） 大雨警報（浸水害） 洪水警報	特別警報（種類は問わない） 暴風警報